

避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書

恵庭市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を乙に提供するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

（名簿の情報）

第1条 名簿の情報は、甲が恵庭市地域防災計画に定める避難支援等関係者である乙に対し避難行動要支援者の個人情報を提供することについて書面により同意した者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由その他避難支援等に必要な情報とする。

（名簿の提供方法）

第2条 甲から乙への名簿の提供は、書面により行う。

（利用の目的）

第3条 乙は、名簿の情報を避難行動要支援者に対する支援活動のために利用するものとする。

（利用及び提供の制限）

第4条 乙は、名簿を前条に規定する目的以外の目的に利用し、又は他に正当な理由なく提供してはならない。

（守秘義務）

第5条 乙は、名簿により知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（名簿管理者）

第6条 乙は、名簿管理者を定め、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう名簿の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（管理状況の記録）

第7条 名簿管理者は、名簿の管理に関する状況を管理台帳に記録し、名簿とともに備え置かなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第8条 乙は、名簿を複写し、又は複製してはならない。ただし、第3条に規定する目的のため、やむを得ず当該名簿を複写し、又は複製する場合は、必要最小限に行うものとし、その内容を管理台帳に記録しなければならない。

(利用及び管理状況の報告及び検査)

第9条 甲は、乙の名簿の利用及び管理状況について、必要に応じ報告を求めることができる。この場合において、乙は、書面により速やかに報告するものとする。

2 甲は、乙の名簿の利用及び管理状況について、乙に事前に通知したうえで検査することができる。この場合において、乙は、当該検査に協力するものとする。

(事故報告等)

第10条 乙は、名簿の紛失、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故内容等の詳細を書面により甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は重大な過失により、名簿の紛失、改ざん、漏えい等の事故が発生し、甲と避難行動要支援者又は法定代理人との間で紛争があった場合は、甲及び乙は誠意を持って対処するものとする。

2 避難行動要支援者等が損害を受け、甲が当該損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(名簿の返還)

第12条 乙は、更新等により保有する必要のなくなった名簿を直ちに甲に返還しなければならない。

(その他)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議するものとする。

上記の覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市長 原 田 裕 印

乙 (住所)

(団体名)

(代表者氏名)

印